

藤沢市公民館条例の一部改正について
 藤沢市公民館条例の一部を次のように改正する。

2021年（令和3年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市公民館条例の一部を改正する条例
 藤沢市公民館条例（昭和34年藤沢市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表藤沢市立辻堂公民館の項中「辻堂東海岸一丁目1番41号」を「辻堂西海岸二丁目1番17号」に改める。

別表藤沢市立辻堂公民館の項を次のように改める。

藤沢市立辻堂公民館	第1談話室	100	150
	第2談話室	200	300
	保育室（ミーティング室）	100	150
	和室	100	150
	調理室	200	300
	アトリエ	200	300
	ホール	1,000	1,500
	音楽室	200	300
	体育室	1,000	1,500

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、改築した藤沢市立辻堂公民館の供用を開始することに伴い、施設の位置及び使用料を改める必要による。